

NEW

小規模事業者 持続化補助金

公募中!

本事業は、持続的な経営に向けた経営計画に基づく、
小規模事業者の地道な販路開拓などの取り組みを支援するため、
それに要する経費の一部を補助するものです。

最寄りの商工会へ
Let's Go!!

販路開拓等のための事業を、
商工会の支援を受けながら取り組みましょう!



小規模事業者が、商工会と一体となって、販路開拓に取り組む費用の2/3を補助します。補助上限額：**50万円**

- ▶ 75万円分の経費に対して、その2/3の50万円を補助します。全体の補助対象経費が100万円、200万円と要した場合、そのうちの75万円が補助対象となり、50万円が補助されます。
- ▶ 雇用を増加させる取組については、150万円の経費に対して、その2/3の100万円を補助上限とします。
- ▶ 従業員5人以下の小規模事業者を優先的に採択します。
- ▶ 申請にあたって、商工会による事業計画実行支援等の確認印が必要となります。
- ▶ 補助金の採択は、提出資料について、有識者等により構成される審査委員会において行います。

【補助対象となり得る取組事例】

- | | |
|---------------------------------------|-------------------|
| ① 販促用チラシの作成、配布 | ⑤ 商品パッケージ(包装)の改良 |
| ② 販促用PR
(マスコミ媒体での広告、ウェブサイトでの広告) | ⑥ ネット販売システムの構築 |
| ③ 商談会、見本市への出展 | ⑦ 移動販売、出張販売 |
| ④ 店舗改装
(小売店の陳列レイアウト改良、飲食店の店舗改修を含む) | ⑧ 新商品の開発 |
| | ⑨ 景品、販促品の製造、調達 など |

締切

平成26年 5月27日(火)

17時必着

※郵送・宅配便により応募ください。

(二次公募) 7月上旬公募開始予定

●お問合せ  **熊本県商工会連合会・県内49商工会** www.kumashoko.or.jp

〒860-0801 熊本市中央区安政町3-13 熊本県商工会館8階 TEL.096-325-5161 FAX.096-325-7640

※商工会は、「商工会法(昭和35年法律第89号)」に基づいて経済産業大臣の許可を受けて設立された公益法人です。